

令和 7 年度

施設等利用給付認定（新 2 号，新 3 号認定）に係る

現況届の提出について（詳細）

1 提出書類（以下①～③）＜提出は 1 世帯につき 1 部となります＞

- ① 令和 7 年度 施設等利用給付認定現況確認届（全ての方が提出する書類）
- ② 保育の必要性を確認する書類（全ての方が提出する書類、父・母ともに必要）
- ③ 施設等利用給付認定変更届（①で「変更あり」と回答した方のみ）

※①、③につきましては様式、記入例を同封していますので、記入の参考に活用ください。

※②の「保育の必要性」につきましては、保護者の状況に応じて提出する書類が異なります。

裏面「【参考】保育の必要性を確認する書類 一覧」を参照し該当するものにチェックを入れ、保護者それぞれが必要な書類を確認してください。

※保育の必要性を「就労」で申請される方が多数である現状に鑑み、就労証明書（別添①）及び就労状況申告書（別添②）を同封していますので、ご活用ください。

※③につきましては最後に申請書を提出した時点から「保育の利用を必要とする理由」や「就労先」「就労期間（雇用契約を更新した場合等）」「世帯の状況」等に変更があった場合に対象となります。「就労期間が変更になったか等、詳細について覚えがない」という方につきましては、一旦変更届を提出いただいたうえ、変更対象の可否について市で判断することも可能です。

※①、③は複数名分の記入欄があります。きょうだい新 2・3 号認定を受けている場合等は、1 枚に 2 人のお名前等を記入ください。

2 提出先

桑名市役所 幼保支援課（市役所 2 階）
〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

3 提出方法

桑名市 LINE 公式アカウントや郵送等での提出ができます。（→詳細は別紙へ）

4 基準日

令和 7 年 11 月 1 日 ※ 11 月 1 日時点の状況調査と解釈ください。

5 提出期限

令和 7 年 11 月 17 日（月）

6 その他

- ・追加書類の提出を求める場合があります。
- ・全ての書類（就労証明書を含む）は、黒色のボールペンで記入してください。
- ・ご不明な点は、桑名市役所幼保支援課（TEL:0594-24-1284）までご連絡ください。

【参考】保育の必要性を確認する書類 一覧

保育を必要とする事由		母	父
就 労	会社勤めの方 在宅勤務の方	☐ 就労証明書（別添①） ※労働時間の最低基準は月 60 時間です。	☐ 就労証明書（別添①） ※労働時間の最低基準は月 60 時間です。
	自営業（中心・協力） 農業（中心・協力） 内職	☐ 就労証明書（別添①） ☐ 就労状況申告書（別添②） ※労働時間の最低基準は月 60 時間です。	☐ 就労証明書（別添①） ☐ 就労状況申告書（別添②） ※労働時間の最低基準は月 60 時間です。
求職活動 （起業準備を含む）		☐ ハローワーク受付票等か雇用保険受給資格者証の写し（ともにハローワークで発行） ☐ 開業届等起業準備中であることが分かる書類	☐ ハローワーク受付票等か雇用保険受給資格者証の写し（ともにハローワークで発行） ☐ 開業届等起業準備中であることが分かる書類
妊娠・出産		☐ 親子（母子）健康手帳の写し ※表紙と出産予定日の記載のあるページ	
保護者の疾病		☐ 医師の診断書 （保育ができない旨を記載しているもの）	☐ 医師の診断書 （保育ができない旨を記載しているもの）
保護者の障害		☐ 医師の診断書 （保育ができない旨を記載しているもの） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・ 障害者手帳の写し	☐ 医師の診断書 （保育ができない旨を記載しているもの） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・ 障害者手帳の写し
同居等又は長期入院等して いる親族の介護・看護		☐ 主治医の意見書 （介護等が必要な旨を記載しているもの） ☐ 介護・看護状況申告書	☐ 主治医の意見書 （介護等が必要な旨を記載しているもの） ☐ 介護・看護状況申告書
災害復旧		☐ り災証明書（り災した市町村で発行）	☐ り災証明書（り災した市町村で発行）
就学（学校教育法に おける学校等）		☐ 在学証明書 ☐ 時間割等スケジュールがわかるもの	☐ 在学証明書 ☐ 時間割等スケジュールがわかるもの
育児休業中		☐ 就労証明書（別添①） ※「9 育児休業の取得」「11 復職（予定） 年月日」欄は記入必須。	☐ 就労証明書（別添①） ※「9 育児休業の取得」「11 復職（予定） 年月日」欄は記入必須。
市が必要と認める場合		☐ 市が必要と認める書類（各事由ごと）	☐ 市が必要と認める書類（各事由ごと）

※ 「就労証明書」「就労状況申告書」は、同封される市が定める様式を使用してください。

※ 疾病、障害に係る「医師の診断書」や、介護、看護に係る「主治医の意見書」「介護・看護状況申告書」は、市が定める様式（ホームページよりダウンロード可能）を使用してください。

※ 単身赴任等で父と母が別居していても、父母それぞれの書類が必要となります。

＜新支給認定区分について＞

新2号認定とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合。（保育料等に加えて、預かり保育等の利用料の無償化を受けるための認定）

新3号認定とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者の場合。（保育料等に加えて、預かり保育等の利用料の無償化を受けるための認定）

ホームページにも情報を掲載しております。
就労証明書等様式をダウンロードすることが
できますのでご活用ください。

QR コード

